

## 令和2年度第3回岐阜県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 日 時 令和3年2月24日(水) 10:00~11:00

2 場 所 岐阜県水産会館 大会議室

3 出席者 委員15名、オブザーバー1名、事務局9名(別紙参照)

### 4 議 題

- (1) 第3期岐阜県障がい者総合支援プランについて
- (2) 令和3年度障がい福祉関連の主要事業(案)について

### 5 議事要旨(○印:委員、●印:事務局)

#### <議題>

#### (1)「第2期岐阜県障がい者総合支援プラン」について

● 議題(1)を説明。

○ パブリックコメント等を含めて、今、説明があったように修正、追加等が行われているが、この最終案について、ご意見、ご質問等あればお願いしたい。

まず、パブリックコメントで聴覚障がい関係のご意見が多かったが、関係団体の水野(義)委員からご意見をいただきたい。

○ 聴覚障がい者のうち、手話ができる方は20%程度と言われており、残り80%の中には、必ずしも手話が必要ではないという方もいる。その80%の中には、おそらく中途失聴の方や高齢で耳が遠くなった方々も含まれており、それを含めて聴覚障がいと呼んでいるが、第一言語として手話を会得されている方と、第一言語が音声言語だった方とは別だと思う。私たちは、第一言語が手話なので手話が必要だが、第一言語が音声言語、日本語の方にとって、文字情報が必要なことから、施策としては非常によいことだと思う。同時生配信は、現状、どうしても難しいと思うが、音声と同じように情報が得られるようにしてもらいたいと思う。

○ 他の委員の方からご意見があればお願いしたい。

- 「岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の推進」に関して、今、手話言語と文字言語の話が出たが、障害者総合支援法上の意思疎通支援において、意思疎通支援事業は、盲やろうの方々だけではなくて、その他に意思疎通支援が必要な方も対象となっており、自閉症もその中に含まれるため、これに対する人材育成についても考えていただきたいと思う。
- 以前の会議で、田口委員の方から意思疎通支援の重要性について、ご意見をいただいていたが、これに関して何か意見等はあるか。
- 知的障がいがある方の場合、自らの意思の伝達は難しく、どうしても周りの方が先じて行ってしまうこともあるが、障害者権利条約が批准され、意思決定支援が非常に重要視されてきている。成年後見制度については、昨年秋に最高裁判所から「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が公表された。私も知的障がい者施設・事業所の支援現場においても、「知的障害者の意思決定支援ガイドブック」等を作成するなどして、意思決定支援を進めているところである。ご本人の気持ちを大事にしながらという思いがあるので、人材育成もそうだが、本人を中心とした意思決定支援が非常に大事であるということについて、広報、啓発が必要だと思う。
- 最終案の54ページに、事業者へ意思疎通支援ハンドブックを使用した職員出前講座の実施等について記載があるので、今後、整理を行えるとよいと思う。
- 素晴らしい計画となっており、こんな世界になるといいなと思うし、これがまさしくSDGsだと思うが、計画の中で、どれだけの経費や人員が見込まれているか。現状、介護に関しては、人材不足であり、これから、30年、40年と経っていくと、支える人がいなくなる。なぜ、今、介護の人が少ないかというと、生業として十分に成り立たないからというのが、非常に大きな問題であり、今、私の方でも、介護や障がい福祉で、同行援護や生活介護をやらせていただいているが、人がいない。本巣から養老まで迎えに来てくれとか、各地域にないために、医療が入っているところがうちくらいしかないのかもしれないが、なかなか、他の地域で手を挙げていただけない。そういうことも含めて、いったいどれくらいの経費で人材養成してというところの見込みはあるのか。これから、税収も減り、いろいろな問題があると思うが、ぜひ本腰を入れて、市町村にこのような人達をたくさん配備していただきたい。県の方から、市町村に対して、人材養成とか、ボランティアとか、リーダーを育てていかないといけないので、そのあたりの方針を県に示していただいて、その道に通じた人をど

れだけ増やしなさいといったことを言っていたけるとよいと思う。医師会としても、県に期待をしているところである。

- 人材については、これまでの会議でも話題になり、他の委員の方々からもご意見をいただいている。最終案でも63ページから、福祉人材の確保ということで記載があるが、事務局の方から何かあれば、お願いしたい。
- 人材育成の問題について、人材の確保というのが非常に大きな課題である。これまでも、専門人材の育成ということで、研修会等を通じて、障害福祉サービスを支える方の育成や、人材の確保についても、福祉人材総合支援センターというものを設けて、障がいだけではなく、介護も含めて、人材の確保に努めているところだが、なかなか人が集まらないということでご指摘のとおりである。今後は、障がい福祉にスポットを当てた人材確保についても、この3年間で進めていきたいと考えている。必要となる人材の人数に関する具体的な見込みというのは、なかなか難しいところだが、必要な人材の確保に向けての支援を進めるとともに、また、人材育成については、サービスを支える方を育成する形で進めており、これは引き続きやっていきたいと考えている。もう一つは、職場に定着をしていくことも大事であり、せっかく雇用していただいた方が辞めることなく働いていただくことも必要だと考えているので、定着支援についても、引き続き取り組んでいきたいと思うので、よろしくお願いしたい。
- 今のことに関連して、例えば、岐阜大学には児童精神科がないが、一生懸命やられる方に働きかけてもらいたい。また、最近では、自治医科大学に進む方が増えて来ており、自治医科大学への入学者については、県が推薦していると思うが、そういう人たちに1人くらいはそういう関係のところに進むように働きかけるとか、そういうことも考えてもらいたい。
- 地域移行とか退院後支援計画の作成について記載いただいて大変ありがたいと思うが、実際にその計画を立てた数が少ないので、きちんと計画を立てていただかないと、障がい者本人も地域に出てから苦勞するし、体調が悪くなったりすると、一緒に暮らしている家族も疲弊するので、しっかり計画を作成してもらいたい。
- 精神障がい者の地域移行に関しては、平成21年から、保健所を中心に、市町村、あるいは、相談支援センターとともに、地域移行に向けた取組みを進めている。「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」ということで、今年度から、地域、圏域での、精神障がい者部会というものを立ち上げて、市町村や地域

の関係者と一緒に、地域移行に向けた取組みを開始しているところであり、こういったことを進めながら、地域移行を進めていきたい。

- 以前にもお話したが、地域移行を進める中で、特に知的障がい者について、入所施設では月1万5千円の補足給付というものがあるが、グループホームの入居者に対しては定額の月1万円の給付、在宅の方にはそういった給付はないということで差がある。全国的に見ると、施設入所よりもグループホームに入っている方が多くなっているが、グループホームに関する補足給付を、国は1万円しか出さないが、県や市がもう少し給付して、少しでも地域移行ができるようにしていただくとありがたい。最近、新しいグループホームができてきているが、建設費が高くなり、これに伴い家賃も高くなっている。そういう意味で、障害年金だけで暮らしていくには、それなりの給付がないと、これから地域移行が進まないと思うので、予算が厳しいとは思いますが、1つの考え方として、給付についても考えてもらえるとありがたい。

- 実態を調査しながら、今後の施策につながるようにご検討いただきたい。  
ただいま、ご審議いただいた「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」について、事務局から提案のあった最終案で決定することにご異議はないか。

**(異議なし)**

- ご異議がないようなので、この案を「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」の最終案とさせていただきます。

## **(2) 令和3年度障がい福祉関連の主要事業(案)について**

- 議題(2)を説明。

- 「成年後見制度利用促進体制整備推進事業費」とあるが、後見制度は非常に難しいため、成年後見人をつける時には、きちんとしたことを教えていかなければならない。例えば、本人が3千万円、4千万円持ったまま、亡くなった場合、そのお金は家族には1円も戻って来ないが、そのことはどこの書類にも書いていない。現実には、3千万円残っていても4千万円残っていても、全部国に回収されてしまう。また、不動産が共有となっている場合、不動産を売った場合、障がいの有無にかか

ならず、収入があったものとされて、1年間、国民年金や障害年金が差し止められてしまう。自分が年を取った時にもお金が必要となることから、家族構成や老後の設計等をよく考えた上で成年後見制度を使わないと後で困ることになる。成年後見制度のいいところばかりが取り上げられがちのため、安易に成年後見制度と言わずに、中身をしっかりと理解した上で、成年後見制度を使ってもらいたいし、十分な制度の周知を行ってもらいたい。

- 妊娠とともに家庭訪問等が始まって、障がいのある方も含め、地域包括ケアにつながるようなラインケアとして、地域での家庭訪問や地域につなぐことができるようなコーディネーターやワーカー等を作り、子どもたちが健やかに就労までいけるようなパターンが多くあるので、それに従った指導ができるように、保健師の増員をお願いしたい。
- 障がい者の一般就労において、生活を維持していくことがとても大事だが、それが困難な状況にある。親と同居している方はよいが、一人暮らしの方、高齢者世帯、障がい者世帯の方々の生活を維持していくことは大変である。西濃のなかぼつ（障害者就業・生活支援センター）では507名の登録者を8名の職員で対応することはとても大変なため、行政との連携をお願いしたい。
- まだ、ご意見があろうかと思うが、終了予定時間となったので、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。  
委員の皆様方におかれては、お忙しい中、貴重なご意見をいただいた。本日もいただいたご意見については、今後、事務局で検討の上、対応していただきたい。